



突然の訪問購入「不用品を買い取ります」 悪質業者にご注意を!! 家に入れないで!

最近、庄内地域で「不用品を買い取ります」と言って自宅を訪問してくる業者が出回っています。消費者の自宅を購入業者が訪問し、物品を買い取ることを「訪問購入」と言います。「やさしそうな女性から電話がかかってきたので自宅に来ることを承諾したら、男性2人組が来た」「売るつもりのない貴金属を強引に安く買い取られた」「断ったらおどし口調になり、恐くて売却にに応じてしまった」などの事例があります。



*** トラブルにあわないために ***

- 「訪問購入」は特定商取引法で規制される取引形態のひとつです。消費者からの要請がないのに訪問して勧誘する、いわゆる“飛び込み勧誘”は禁止されています（不招請勧誘の禁止）。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡をした場合でも、消費者が事前に承諾したものの以外の物品の売却を求めるとを禁止されています。当初とは違う物品の売却を求められたときは、きっぱり断わりましょう。
- 悪質業者を家に入れてしまうと、強引に話を進められ断れない状況になります。決して家に入れないでください。身の危険を感じたら警察に通報してください。
- 購入業者は、買い取りの際契約書面を消費者に交付する義務があります。
- 訪問購入はクーリング・オフ※ができます。この期間は、購入業者への物品の引き渡しを拒むことができます。
- おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!



※クーリング・オフ制度…一定の期間内（訪問購入の場合は契約書面を受け取った日を含めて8日間）であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度。

ただし、一部物品は、クーリング・オフをはじめ訪問購入の規定が適用されませんので注意しましょう。



10月は食品ロス削減月間です



食品ロスは国内で年間612万トン発生しており、これはみんなが毎日、茶碗1杯分のご飯を捨てている量に相当します。「おいしく楽しく食べきろう!!」を合言葉に食べ残しゼロを目指しましょう。



ホームページの「家庭での取り組み」も参考にしましょう。
「山形県 食品ロス削減」で検索！



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』→最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



消費生活無料法律相談会開催日



・10月7日(水) [午後1時30分から]
・11月11日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話下さい。



～消費生活出前講座のご案内～

庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453



庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)

《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください。

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452